

徳島県東部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「徳島県東部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、徳島県県土整備部東部県土整備局管内（以下「東部圏域」という。）の二級河川で、大規模氾濫が発生することを前提に、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、近年、薄れつつある「水防災意識社会」を再構築するとともに、堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備えるべくハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会の対象河川は、勝浦川とし、東部圏域の対象河川以外の二級河川についても必要に応じて協議することができる。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会は、別表2にある機関をオブザーバーに置く。
3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等についてはWEBサイト等で速やかに公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、徳島県県土整備部河川整備課で行う。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き及びその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

本規約は、平成30年5月31日から施行する。

本規約は、令和元年5月17日に改正する。

本規約は、令和2年5月21日に改正する。

本規約は、令和3年5月31日に改正する。

本規約は、令和4年5月30日に改正する。

本規約は、令和5年6月9日に改正する。

別表 1

徳島市長
鳴門市長
小松島市長
勝浦町長
上勝町長
気象庁 徳島地方気象台長
徳島県 県土整備部長
徳島県 県土整備部 東部県土整備局長
徳島県 企業局 総合管理推進センター所長
徳島県 危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課長
徳島県 危機管理環境部 消防保安課長

別表 2

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

別表 3

徳島市 河川水路課長 危機管理課長
鳴門市 土木課長 危機管理局長兼危機管理課長
小松島市 危機管理政策課長 都市整備課長
勝浦町 総務防災課長 建設課長
上勝町 総務課参事兼課長 建設課長
徳島市 消防局 警防課長
鳴門市 消防本部 警防課長
小松島市 消防本部 消防課長
気象庁 徳島地方気象台 防災管理官
徳島県 県土整備部 河川整備課 主査兼係長
徳島県 危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課 課長補佐
徳島県 危機管理環境部 消防保安課 主査兼係長
徳島県 県土整備部 東部県土整備局〈徳島庁舎〉 次長（機能再生担当）
徳島県 企業局総合管理推進センター 課長（発電担当）